

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 11 月 1 日

Solvvy 株式会社

株式会社メディアシーク

2024年11月1日

株式交換に係る事後開示事項

東京都新宿区西新宿四丁目33番4号
Solvvy 株式会社
代表取締役社長 安達 慶高

東京都港区白金一丁目27番6号
株式会社メディアシーク
代表取締役社長 西尾 直紀

Solvvy 株式会社（2024年11月1日付変更前の旧商号は日本リビング保証株式会社、以下「Solvvy」といいます。）及び株式会社メディアシーク（以下「メディアシーク」といいます。）は、2024年8月9日に締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、Solvvy を株式交換完全親会社、メディアシークを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2024年11月1日
2. 株式交換完全子会社における手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定により、メディアシークに対し、株式交換をやめることの請求をした株主はありませんでした。
 - (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定に係る手続の経過
メディアシークは、会社法第785条第3項及び第4項の規定に基づき、2024年9月27日付でメディアシークの株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全親会社である Solvvy の商号及び住所並びに買取口座について電子公告を行いました。効力発生日の20日前から効力発生日の前日までの間に、メディアシークに対し、株式買取請求権を行使した株主はありませんでした。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定に係る手続の経過
該当事項はありません。
 - (4) 会社法第 789 条（債権者異議申述）の規定に係る手続の経過
該当事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）
- (1) 会社法第 796 条の 2（株主の差止請求）の規定に係る手続の経過
会社法第 796 条の 2 の規定により、Solvvy に対し、株式交換をやめることの請求をした株主はありませんでした。
 - (2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定に係る手続の経過
Solvvy は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2024 年 10 月 3 日付で Solvvy の株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全子会社であるメディアシークの商号及び住所並びに買取口座について電子公告を行いました。効力発生日の 20 日前から効力発生日の前日までの間に、Solvvy に対し、株式買取請求権を行使した株主はありませんでした。
 - (3) 会社法第 799 条（債権者異議申述）の規定に係る手続の経過
該当事項はありません。
4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）
- 本株式交換により Solvvy に移転したメディアシークの株式の数は、9,743,455 株です。
5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
- (1) Solvvy は、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2024 年 9 月 25 日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
 - (2) メディアシークは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 9 月 26 日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
 - (3) Solvvy は、本株式交換の効力が生ずる時点の直前時のメディアシークの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するメディアシークの株式 1 株に対して、Solvvy 株式 0.100 株の割合をもって自己株式 94,018 株及び新株発行による 880,327 株

を割当交付いたしました。Solvvy が交付した株式の総数は 974,345 株です。

(4) 本株式交換により増加した Solvvy の資本金及び準備金は下記のとおりです。

①資本金 : 0 円

②資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従い、Solvvy が別途定める額

③利益準備金 : 0 円

(5) メディアシークの普通株式は、株式会社東京証券取引所グロース市場において、2024 年 10 月 30 日付で上場廃止となりました。

以上